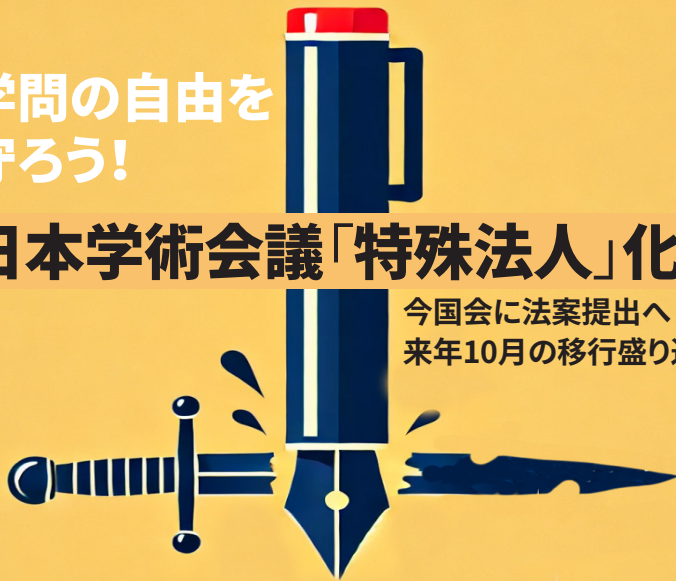


学問の自由を
守ろう!

日本学術会議「特殊法人」化

今国会に法案提出へ
来年10月の移行盛り込む



政府は今通常国会に、日本学術会議を2026年10月に現在の「国の特別機関」から「特殊法人」へと移行させ、法人の運営は今まで通り国が財政支援を続けるという法案を提出します。

注目すべきポイントは学術会議の独立性と自律性

- 新法人の会員選考は、研究者による互選を維持したうえで、首相による任命はやめる。
- 首相が会員以外から任命する監事を新たに設け、業務や財務を監査する。
- 内閣府に「評価委員会」を設置し、活動評価の方法や結果に対して意見を述べる。

学術会議の問題は2020年、当時の菅義偉首相による会員6人の任命拒否に端を発しています。政府や自民党が論点をずらす形で組織や運営の問題を持ち出し、今回の法改正に至りました。問題の本質は、任

イスラエルとハマスがガザ停戦で合意

2023年10月7日のイスラム組織ハマスによるイスラエル攻撃と人質拉致、それに対するイスラエルの報復で始まったガザの戦争は、1年3カ月を超えました。その間イスラエル軍の攻撃により、4万6000人以上のガザ市民の人命が失われ、ガザ全土の60%以上が

3段階停戦と人質解放

第1段階 6週間

ハマス
人質98人のうち33人解放
イスラエル
パレスチナ人数百人釈放
イスラエル軍
ガザの人口密集地から撤退
第2段階への交渉
停戦延長も

第2段階

ハマス
男性の兵士含む
人質全員の解放
イスラエル軍
ガザ地区から
完全撤退
恒久的な停戦

第3段階

ハマス
人質の遺体を
家族に返還
ガザ地区の
大規模な
再建計画
復興開始

日本学術会議の組織改編をめぐる経緯

菅義偉内閣	20年	10月1日	菅首相による会員候補6人の任命拒否が発覚
		12月11日	自民党が、学術会議の法人化が望ましいとする提言を提出
		4月22日	学術会議が自己改革案を公表
岸田文雄内閣	22年	12月6日	政府が学術会議を国の機関として残す一方、会員選考に第三者関与の方針を公表
		4月20日	学術会議の改正法案提出見送りを求める「勸告」決議を受け、政府が改正案提出を断念
		12月22日	有識者懇談会の中間報告を受け、政府が学術会議の法人化方針を決定
	24年	4月15日	有識者懇談会のもとに作業部会を設置
石破茂内閣		12月18日	有識者懇談会が最終報告書案
		22日	学術会議の会長談話で法人化案大筋容認

朝日新聞デジタル2024.12.23

命拒否の理由を説明しない政府の姿勢です。

学術会議の法人化に反対する憲法学者らは、「法人化は学術会議を政府に従属させるものだ」と主張。政府と学術会議の協議を中止することを求める要請書を、1月21日に石破茂首相と光石衛会長に送りました。

任命拒否された6人の大学教授らは昨年2月に「拒否の理由を明らかにしないのは違法」として、国に文書の開示などを求める訴えを東京地裁に起こしています。



パレスチナ自治区ガザ南部ハンユニス。停戦を喜ぶ子どもや男性たち。ムハンマド・マンソール撮影。朝日新聞デジタル2015.1.19。

破壊されています。

そのガザ地区で戦闘を続けるイスラエルとハマスが、1月15日段階的な停戦と人質解放に合意し、19日に停戦合意が発効しました。鈴木啓之・東大特任准教授（中東政治）は、「現段階ではもろい停戦。第1段階は、決められたとおりに人質の解放がされるか注目される。イスラエル軍のガザからの撤退が定められている第2段階は、最も注目すべきポイントで、一番崩壊の危険性がある」と述べています。

東戸塚9条の会 勉強会

2月8日(土)
10:00-12:00
東戸塚地区センター

9の日宣伝

2月9日(日)
14:00-15:00
東戸塚駅

能動的サイバー防御法案の問題点

警察・自衛隊に「無害化」権限

「通信の秘密」は守られるのか？
「先制攻撃」とみなされる危険はないのか？

政府が導入をめざす「能動的サイバー防御」の関連法案の概要が明らかになりました。

■ 安保3文書が明記した「能動的サイバー防御」

能動的サイバー防御は、2022 年末に閣議決定した「安保3文書」のひとつである「国家安全保障戦略」に明記されたものです。法的課題を検討した有識者会議が昨年 11 月、法制化に向けた提言をまとめました。政府は、この提言をもとに策定した関連法案を 2 月上旬にも閣議決定し、今国会に提出する見込みです。

「能動的サイバー防御」法案の概要……………

政府はサイバー攻撃の兆候を探るため平時からサイバー空間を監視し、その兆候が見られると判断した場合は、そのサイバー攻撃の被害を未然に防ぐため、攻撃側のサーバーに侵入して機能を停止させるなどの無害化措置を警察や自衛隊が行う。

■ サイバー空間監視と憲法21条「通信の秘密」

ここで問題となるのが、平時から政府が行うサイバー空間の監視と、憲法 21 条が保障する「通信の秘密」の整合性です。有識者会議は「通信の秘密であっても、(サイバー攻撃を防ぐという) 公共の福祉のためには必要かつ合理的な制限を受ける」とネット監視を容認する考えを示しました。

法案は政府が収集・分析する情報の範囲は、主に

外国から発信されて日本を経由して別の国で受信される「内外通信」とし、国内の企業や個人同士による「内内通信」は原則として対象外にしました。分析の範囲は、IP アドレスや送受信日時などの「機械的情報」に限定、メール本文など「意思疎通の本質的内容」は除外するとしましたが、詳細は不透明です。

法案は、運用状況を監視する独立機関の新設も盛り込みましたが、十分に機能するか不安が残ります。

■ 無害化措置は判断を誤れば先制攻撃にも

この法案が成立すると、実際にサイバー攻撃を受けていなくても、その兆候があると判断されれば、警察・自衛隊は海外のサーバーに侵入し無害化措置をとることが可能になります。海外のサーバーを無害化した場合、相手国から主権侵害とみなされ、国際問題に発展する可能性があります。自衛隊が対処した場合、武力攻撃と見なされる可能性もあります。ましてや、兆候を見誤っての侵入・無害化措置となれば、先制攻撃と見なされかねない危険さえあります。

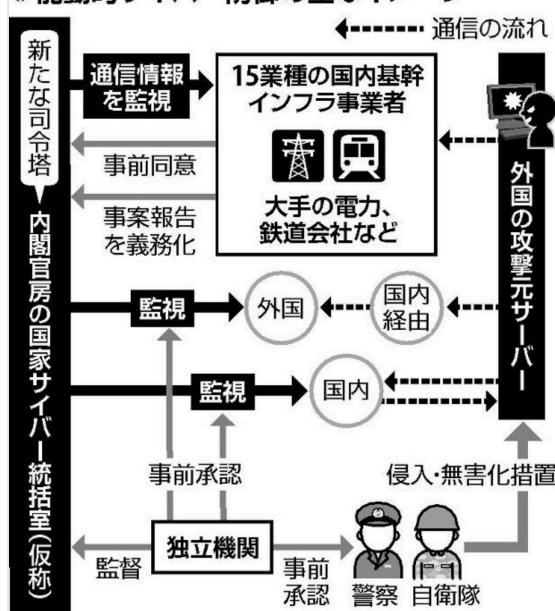
侵入・無害化措置については、原則として新設する独立機関の事前承認を要するとしていますが、例外規定も盛り込まれており、攻撃とは無関係のサーバーなどに警察や自衛隊が侵入する懸念も残ります。

平和川柳 権力の座・核・自分第一
風見鶏やはり野に置き石破草
オブザーバー参加も拒み核の傘
少数者に慈悲をと説諭トヲ怒る

◆ サイバー関連法案のポイント

官民連携の強化(一部を除き、新法)	電気、金融などの基幹インフラ事業者について、サイバー攻撃事案の発生時、政府への報告を義務化
通信情報の利用(新法)	外国・外国間、特定の外国サーバーを介した外国・国内間を対象 外国から基幹インフラ事業者への通信情報は協定を締結し、事前同意を得たうえで利用 適正確保のため、独立機関を設置
侵入・無害化	警察官が原則、独立機関の承認を得て実施(警察官職務執行法を改正) 極めて高度、組織的、計画的な攻撃には首相が自衛隊に通信防護措置を命令(自衛隊法を改正)

◆ 能動的サイバー防御の主なイメージ



東戸塚9条の会
ニュース
2025.2.8
No.232
発行：東戸塚9条の会
www.higashitotsuka9.org